

議案第98号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項徴収金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
－略－		－略－	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1～3 ー略ー 4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 1～3 ー略ー 4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円 (<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法	

改正案		現 行	
	<p>法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、 14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 一略一</p>		<p>律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、 14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 一略一</p>
(摘要) 一略一		(摘要) 一略一	
一略一		一略一	
<p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>			